

三木町農業委員会
令和3年12月定例総会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会

令和3年12月 定例総会議事録

- (会 期) 1 日間
(開 催 年 月 日) 令 和 3 年 1 2 月 1 7 日
(会 議 時 間) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 3
(開 催 場 所) 三 木 町 防 災 セ ン タ ー
(2 階) 第 1 研 修 室
(議 題) 別 紙 の と お り

出席委員数 16名

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1番 松田 隆雄 | 11番 高重 浩二 |
| 2番 香西 茂知 | 12番 白井 敏雄 |
| 3番 古市 哲 | 13番 吉原 博 |
| 4番 藤澤 勇一 | 14番 中川 詰郎 (欠席) |
| 5番 鎌倉 茂雄 | 15番 横山 良秀 |
| 6番 溝渕 常雄 | 16番 岡田 久 |
| 7番 川田 正憲 | 17番 鎌倉 守 |
| 8番 鈴木 勤 | 18番 溝渕 廣明 (会長職務代理者) |
| 9番 小川 正則 (欠席) | 19番 高尾 壽一 (会長) |
| 10番 鎌倉 博之 (欠席) | |

(事 務 局)

- 1 平井元事務局長 2 横山賢一課長補佐 3 山本陽子副主幹 4 谷洋司主査
5 谷井直人主事

(そ の 他)

- 1 奥畑佑輔係長 (町農林課) 2 上原貴宏主査 (町農林課)
3 石淵孝博、多田玉紀 (香川県農地機構)

(別紙)

(1) 農地法関係 (別紙議案書のとおり)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(5件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(5件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(6件)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について	(1件)
議案第5号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について	(第9号)
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について	(1件)
報告第1号	使用貸借返還通知について	(10件)

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について

(4) その他

事務局

12月の三木町農業委員会定例総会を開催致します。
開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

会長

只今より、定例総会を開会致します。
(挨拶)

今月は、農地法関係の議案と報告、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定についてです。

事務局

今月の定例総会のご案内申しあげたとおり、農地法関係議案と農用地利用集積計画等についてそれぞれご審議をお願いします。

その後、会長より香川県農業会議常設審議委員会審議報告をお願い致します。

本日の出席委員は19名中16名で、定足数に達していますので定例総会は成立しています。

定例総会議事録署名委員につきましては、岡田久委員と鎌倉守委員をお願い致します。

それでは、会長よろしくをお願いします。

会長

皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

番号1	申請地：大字氷上字西青岸 地目：田1筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：相手方の要望 権利の種類：所有権移転（売買）	1筆	19.00 m ²
番号2	申請地：大字井戸字高木 大字井戸字檜木 地目：田10筆 譲受理由：一括受贈 譲渡理由：一括贈与 権利の種類：所有権移転（贈与）	10筆	8,585.00 m ²
番号3	申請地：大字井戸字熊田 地目：田3筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：労力不足 権利の種類：所有権移転（売買）	3筆	3,981.00 m ²
番号4	申請地：大字井戸字熊田 地目：田2筆、畑8筆 譲受理由：相手方の要望 譲渡理由：労力不足	10筆	16.00 m ²

権利の種類 : 所有権移転 (贈与)

番号5 申請地 : 大字井戸字熊田 10 筆 1,084.00 m²
地目 : 田2筆、畑8筆
譲受理由 : 経営規模の拡大
譲渡理由 : 高齢化による経営縮小
権利の種類 : 所有権移転 (売買)

(補足説明)
(無し)

以上になります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

事務局

議案第1号番号1は、議案第3号番号2の転用による分筆後の残地となります。

担当委員 (2番)

議案第1号番号2は、子に一括贈与するものです。

議案第1号番号3・4・5は、同じ人が譲り受けるもので、労力不足や高齢化という理由から譲渡すものです。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。
議案2から4号は、まとめて説明をお願いします。
それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
番号1 申請地 : 大字井上字諏訪 4 筆 1,972.00 m²
大字井上字東山田

地 目 : 田 4 筆
現 況 : 田 4 筆
転用目的 : 太陽光発電設備
併用地 : ー
造成時期 : ー
備考 : ー

番号 2 申請地 : 大字田中字砂古 1 筆 200.00 m²
地 目 : 田 1 筆
現 況 : 宅地 1 筆
転用目的 : 宅地拡張
併用地 : 宅地 (640.43m²)
造成時期 : 昭和 5 5 年月日不詳頃
備考 : ー

番号 3 申請地 : 大字田中字中原 2 筆 505.00 m²
地 目 : 田 2 筆
現 況 : 宅地 2 筆
転用目的 : 宅地拡張
併用地 : 宅地 (450.00m²)
造成時期 : 平成 1 6 年月日不詳頃
備考 : ー

番号 4 申請地 : 大字氷上字西丸岡 1 筆 631.00 m²
地 目 : 畑 1 筆
現 況 : 宅地 1 筆
転用目的 : 住宅平屋建 1 棟 (189.67m²)、倉庫 1 棟 (44.75m²)
併用地 : ー
造成時期 : 昭和 4 9 年月日不詳頃
備考 : ー

番号 5 申請地 : 大字井戸字檜木 1 筆 277.00 m²
地 目 : 田 1 筆
現 況 : 宅地 1 筆
転用目的 : 宅地拡張
併用地 : 宅地 (591.73m²)
造成時期 : 平成 7 年月日不詳頃
備考 : ー

(補足説明)
(無し)

会長

引き続き、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1	申請地 : 大字田中字南原 地目 : 田2筆 現況 : 宅地2筆 転用目的 : 宅地拡張 権利の種類 : 所有権移転(贈与) 併用地 : 宅地(379.83㎡) 造成時期 : 平成20年月日不詳頃 備考 : ー	2筆	26.15 ㎡
番号2	申請地 : 大字氷上字西青岸 地目 : 田2筆 現況 : 田2筆 転用目的 : 納屋1棟(11.10㎡) 納屋1棟(6.64㎡) 権利の種類 : 所有権移転(売買) 併用地 : ー 造成時期 : ー 備考 : ー	2筆	272.00 ㎡
番号3	申請地 : 大字氷上字南福万 地目 : 畑2筆 現況 : 畑2筆 転用目的 : 住宅平屋建1棟(108.89㎡) 権利の種類 : 所有権移転(贈与) 併用地 : ー 造成時期 : ー 備考 : ー	2筆	390.00 ㎡
番号4	申請地 : 大字下高岡字八戸 地目 : 田1筆 現況 : 田1筆 転用目的 : 住宅平屋建1棟(143.05㎡) 権利の種類 : 所有権移転(売買) 併用地 : 宅地(13.79㎡) 造成時期 : ー 備考 : ー	1筆	458.00 ㎡
番号5	申請地 : 大字井戸字熊田 地目 : 田2筆 現況 : 田2筆 転用目的 : 駐車場 権利の種類 : 所有権移転(売買) 併用地 : 雑種地(817.00㎡) 造成時期 : ー 備考 : ー	2筆	371.00 ㎡
番号6	申請地 : 大字井戸字二条 地目 : 田1筆	1筆	498.00 ㎡

現 況 : 田 1 筆
転 用 目 的 : 住 宅 平 屋 建 1 棟 (134.15㎡)
権 利 の 種 類 : 所 有 権 移 転 (贈 与)
併 用 地 : ー
造 成 時 期 : ー
備 考 : ー

(補足説明)
(無し)

会長

引き続き、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
番号1 申 請 地 : 大字池戸字馬場 3 筆 697.00 ㎡
地 目 : 田 3 筆
現 況 : 畑 2 筆、公衆用道路 1 筆
変更前計画 : 貸住宅・車庫
変更後計画 : 貸駐車場・住宅・道路
備 考 : 平成5年8月27日付け許可

(補足説明)
(無し)

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

それでは、現地調査の担当委員から報告をお願いします。

担当委員 (17番)

現地調査の報告を行います。

12月分の農地法関連の申請について、令和3年12月9日の午前9時から、第4条許可申請5件、第5条許可申請6件、第5条計画変更申請1件につきまして、高尾会長・溝渕会長職務代理者・岡田委員・私(鎌倉委員)・事務局2名の計6名、及び担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と共に現地調査を実施しました。現場では、申請区域の特定・隣接農地の状況・造成方法・排水方法等について、確認いたしました。

その中で問題となったのは、第4条申請番号2～5、第5条申請番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他につきましては特に問題ありませんでした。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらをお願いします。

担当委員 (19番)

議案第2号番号1は、前月の現地調査のときに図の三日月型の田とその下の田の間の農道を整備する必要があるということで、ひと月先送りしていました。

担当委員（6番）

議案第2号番号2は、無断転用ではありますが、その他問題となることはありませんでした。

担当委員（1番）

議案第2号番号3は、無断転用ではありますが、その他問題となることはありませんでした。

事務局

議案第2号番号4は、先代のころより無断転用がなされており、このたび是正がなされるもので、農地を売買するにあたりそのことが発覚したものです。転用計画も条件を満たしているためその他問題となることはみうけられませんでした。

担当委員（2番）

議案第2号番号5は、議案第1号番号2で一括贈与する際に無断転用が発覚したため、是正するものです。

担当委員（18番）

議案第3号番号1は、一括贈与の際に無断転用が発覚し進入路として宅地を拡張したものです。

事務局

議案第3号番号2は、トラクター置場や農作業スペースです。近隣の農地は全て譲渡人の農地であり、問題となることは見当たりませんでした。

担当委員（8番）

議案第3号番号3は、いろいろ問題があり、私も農業委員の確認書類に記名押印をしていません。他の議案の後に審議してもらいたいと思います。

担当委員（12番）

議案第3号番号4は、譲受人の隣に、譲受人の父が転入してくるというものです。その他問題となることは見受けられませんでした。

担当委員（2番）

議案第3号番号5は、野菜を作っていたのですが、隣にある事業者が駐車場として使用したいということで、売買による所有権移転となりました。

議案第3号番号6は、譲受人は譲渡人の子の夫で、母屋の隣に住宅を建築するというので申請ができました。

会長

事業計画変更も続けて説明をお願いします。

担当委員（4番）

議案第4号番号1は、大きくは計画もかわりませんので、よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。

8番委員から申し出がありました議案第3号番号3については、後から相談したいということ

なので、これを除いた部分について各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

議案第3号番号3は除いて採決したいと思います。

議案2から4号は、別に採決します。

質問が無いようなので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

次に議案第3号を採決します。

質問が無いようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

次に議案第4号を採決します。

質問が無いようなので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

会長

8番委員からお話がありました議案第3号番号3に戻ります。これについて事務局より説明をお願いします。その後8番委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

事務局

議案第3号番号3は、孫が住宅を建築するという計画です。工事の施工や工事後の進入路の取り扱いに関したことですが、その進入路の所有者は事業者Xとなっています。この付近の団地については当時事業者Aが建築したものです。進入路の所有者(登記名義人)は事業者Xですが、その補修等有事の際には近隣住民が資金を出し合って現在使用している状態です。

このたび転用許可がなされ、その工事が始まると、少なからず進入路の補修が必要となることが想定されますので、付近の住民としては、既存の者と新築する者で調整を図ってほしいとの旨

がありました。その調整がまだ完了していないのが現状です。

進入路の所有者は事業者Xですが、通行の承諾でありますとか書類は（当該議案の申請には）添付されておりません。

会長

8番委員さん、補足するところがございましたらお願いします。

担当委員（8番）

家を建てて通行することは構わないけど、あいさつもなし。土地を測量にきた人も嘘ばかり言って。最初にあいさつに来ていたら問題がなかったと思うけど。測量に来たときに、家を建てるのかと聞いたら、家は建てないと、そういう嘘ばかり言って。（譲渡人は）近所の人とすごく仲が悪い人です。

言って良いのか悪いのか、こういう噂が立ちました。私ら3人が「300万円もらって、おまえ何しょんや。」とある人から言われました。（譲渡人は）そういう人ですので、ちょっとみんなと合わないの。私も（既存の者と新築する者の）どちらに着く訳にもいきません。

（進入路を）通してあげたらいいんだけど、要するに、近所の人にあいさつだけしていたら、話はうまいこと進んでいたのではないかと思います。以上です。

会長

いま、事務局と8番委員さんから説明があったのですが、農地転用の書類的には、整って居るということで、問題は現地の近所の付き合いのよくない話が農業委員さんのところへ入ってくるわけですね。最終的に印を押すのがはばかれるということで、相談したいということですか。

8番委員

はい、そうです。

会長

申請地の北西の人は、申請人と関係があるのですか。

8番委員

申請地の北西の人（譲渡人：D）の孫（譲受人：A）が家を建てるということです。住宅地図では、申請地の北西の人はFとなっていますが。

会長

申請地の北西の家の人（E）と、近隣住民（G、H、I、J、K、L、M）7件とのここらのご近所となり、ここらとの折り合いがよろしくないということですね。この7件とその間の進入路を事業者Xが作ったということですね。

8番委員

近隣住民Mは該当しません。

会長

GからLまでの6件ですか。進入路の名義は事業者Xですか。

8番委員

はいそうです。

会長

皆さん、一応、農地法の許可については、近所の揉め事は関係しません。書類が揃っていれば

許可したいところですが、現実には許可したところで揉めるではないかという問題はあります。

8番委員

もう一つ、申請地の北西側に事業者Yがあります。その裏の道は、町道だったんです。すごく細い道で、町が払下げしたんです。譲渡人Dさんが押印したんです。

そうしたら、土地改良区相手に裁判まで起こしていた人だから、みんな（近隣住民）がちよっと敬遠して、いまだに揉めているそうです。

「なんで母に印を押させて」と言っ、町と多いに揉めたはずです。

4番委員

払下げしたのはいつごろの話ですか。

8番委員

もう5～6年経ちます。「母が押印したのはおかしい」と言っていた。そんな人間だから、周囲の者が敬遠するのです。後々、近所で揉めると困るので。

11番委員

農地法には適合するかもしれませんが、申請地の進入路は、事業者Xが持っているといいましたよね。事業者Xで家を建てるのであれば良いけど、どうなのでしょう。

会長

今、追加で言われたことは、調査しておきますけど。

8番委員

そういう人間性の問題です。

会長

感情の問題ですね。

一つは、事業者Xの問題、工事、造成するときもトラックが通るし、下水とか。

8番委員

道路が壊れたときに「うちも入って直します」とか、そういうことがあれば違っていたのでは。この人間では、そのあたりを口約束だけではしてくれない可能性があるのでは。

会長

まあそういう感情があるわけですね。

8番委員

はい、そうです。

4番委員

農地法では許可できて、ただ地元の感情論をどうするかということで、これは難しいですね。

会長

そういうことで、8番委員さんも、農業委員確認書の押印がとまっているのです。ただ、地元の感情があるからといっても法律上は許可せざるを得ないのですが。

4番委員

保留というわけにはいけないのでしょうか。

8番委員

事務局の職員さんも言ってくれたのですが、挨拶に行っておけばよかったのですが。挨拶も行ってないようです。

18番委員

8番委員が押印していないのでしょ、（農業委員の確認書類が揃っていないのに）なぜ、この委員会の協議の場で議論しているのですか。

8番委員

それは（農業委員の確認書類以外の）書類が揃っているからです。

4番委員

事務局にお聞きします。
法律上は農業委員確認書類に農業委員の押印がないからこの議案が通らないというわけではないですね。

事務局

はい、そうです。

4番委員

過去にもありまして、地元の農業委員が押印してくれないので、どのようにしたら良いか、県とも相談したりして。

8番委員

私は押印しないのではなく、押せないだけです。

会長

4番委員のおっしゃるように、農業委員が押印するという法律はないのですが。
新しい制度では「地区の担当委員」はないのですが、担当を設置している農業委員会もあり、三木町もその例で、今までの経緯があるから担当制にしようということで今の形になったのですが、書類はできているため審議はできるのですが、地元のもめ事が耳に入っている以上どうするかという問題です。1つの方法としては1月伸ばして調整ができるものなのかと。いう辺りね。

4番委員

農業委員会として両者の中に入って調整するという事は厳しい話なんですよ。

8番委員

それはわかります。両者の問題なのだから。
ちょっと、ひとこと、お願いしますと挨拶しておけばよかったと思います。

4番委員

事務局どうですか、いろいろな意見がでているのですが。

事務局

事務局から補足説明させていただきます。
まず、今回の事案は農地に係る事案ではないということです。地元のもめ事というか、民間対

民間の問題ということですが。

香川県にも確認したところ、農業委員会や農業会議という組織は、農地（つまり田畑）について議論する機関なので、議論の対象にならない（言い換えれば許可する）ということですが。

先ほど会長さんも言われたように、農業委員の確認書類を提出いただくことで、様々なことを考えられる。ただそれがプラスの面にもマイナスの面にも働くのですが、実際に、揉め事の内容を事務局でも聞き取りを行い、窓口に来られた人から話も聞いております。

団地内道路（進入路）を通す通さないの話です。そこで譲渡人Dの子Cと団地の人M又はG～Lとの話し合いとなるのですが、団地の入口に位置するLさんも窓口に来られて、揉め事には関わりたくないということをおっしゃいました。

Lさんは、Aさんが家を建てたからと言って通さないということは言われていませんでした。8番委員さんが言われていた挨拶がなかった件ですが、Cさんも窓口にくられた時に挨拶には行くと言われていました。その挨拶に行くタイミングがどうかと言われますとその場その場のタイミングとなると思います。

Cさん側からの最初の提案で、お互いが地元で話し合いをすると口論になるということで、しかし、事務局も含め農業委員会は民間対民間の問題には入れないということで、場所だけ提供しましょうと、そこで両者が来庁し話し合いをしてくださいと、そこに事務局はいても良いですよと回答したところ、話し合いは不要ですということになりました。

通す通さないという問題で、家を建てるなという大きな問題が少し小さくなってきたのかと、お互いに、家を建てても良いという感じになっています。

8番委員

相手にしないと言ってるだけで、ええとは言ってないし、なるようになったらええということなのでしょう。

事務局

最後に追加するとしたら、先ほどの美容院の話とかはCさんの性格上の話の問題なので、本事案とは別事案として切り離していただいて、あくまで本事案のみで考え、それで書類が揃っていれば農地転用は許可できるということになります。以上です。

3番委員

高国さん側から何で1月のばしたのかと言われたら、具体的な根拠を示せと言われたときに、どのような説明を行うのですか。

4番委員

法的根拠はないが、揉め事があることが。

3番委員

後は民間対民間で裁判を起す等。

2番委員

隣接者の押印が必要である等の場合に法的対応にできる場合もあります。

4番委員

過去にもそのような感情問題はありました。調整を繰り返し許可できた案件もあります。

2番委員

近所の人があいさつをしておけば良かったんやね。家を建てるなという発言も裁判になった場合はね。だから同意書の印をもらうことが良いのかもしれないけどね。

3番委員

法的に、道路の使用許可も提出されており建築許可も許可されるような事案を、農業委員会が拒否できるのかというと、なかなかハードルが高いのかなあと。

会長職務代理者

難しいな。

2番委員

事業者Xの通行許可は必要ないのですか。

事務局

揃っています。頂いています。

8番委員

黙って、もらっているんや。

会長

事業者Xは、使用しても良いということで。

4番委員

今、3番委員さんが言われましたように法的根拠がないから弱い立場ですね。

会長

地元の揉め事は、役場としても解決するようなシステムはないものやから、置いておかなしかたがないということで、そうしますかな。

採決しても良いですか。

13番委員

道路の補修のときは、近隣住民で行うという内容も記載されているのですか。そういうルールが記載されたものに承諾しているのであれば、今後履行されなかったら、そういうことも記載されているのであれば、今回は良いのでは。

会長

工事で道路がいたんだら、当事者が修復するというのは常識的なことですね。

8番委員

文面にしているのか否か。

会長

文面にしていますか。

8番委員

事業者Xが、「所有は事業者Xになっているが、修繕等は地元の人（使用者）にしてもらっている。」と他の事業者に聞いたが言っていました。

会長

文面はですね。「地域内の通路に対する水道の分岐及び排水、又、通行当に関する使用を意義

なく承諾します。」という内容です。13番委員が言われた、道路が損傷したときに修繕するというダイレクトな表記はないですけども「通行等に関する使用」という表記です。

13番委員

3番委員が言われたように、許可するしかないのですかね。

事務局

1点補足させていただきます。Cさんが来庁した窓口での会話なのですが、「揉めているのは良くないので仲良くしてください。」ということをごちからから言うと、Cさん曰く、「所有者は住宅事業者であるがそこが通行拒否も行っていません。」と。

住宅の各敷地を整備した折に、道路の整備費用も含まれているということを掲げて、「団地の人たちは費用を支出して、その道路や水路が使用できるようになっていますよ。」と。「従って、新しく来た人は、幾らかは過去の分を負担してもいいんじゃないですか。」と。

また、未来に対して、この度の住宅建設にかかる工事のみではなく、今後の使用にたいしても修繕が必要となった場合は、使用者全員で分け合って修繕することが筋でしょ。」ということは伝えてあります。そのことに対してCさんは「ノー」とは言っていません。「そうやなー」とは言いました。それがどの程度の内容を表しているのかは決めつけられません。

2番委員

農業委員の確認書類への押印は不要ですか。

会長

法律的には不要です。

2番委員

法律的に不要なら農業委員が押印する必要がないのでは。

会長

農業委員の確認書類への押印はなくても許可はできますが、三木町の場合は議案審議の前に、農業委員さんに事前に判断していただくものとしています。委員が知らないことを定例総会で議論するのは良くないということで、地区担当の委員をおくということとなっています。

2番委員

地元の農業委員の押印がなくても良いのであれば、「私は押印しないが、提出したらいいじゃないか。」との事例が発生することも予測されます。

会長

そういう事案は極力ださないようにしていきたいと思います。今までそういう通し方はしていませんね。そういう場合でも、お話して押印していただいています。

2番委員

だいたい、地元の農業委員さんは押印してるでしょう。

会長

以前あった事案も結局押印しましたね。全て押印して通しています。

2番委員

本事案の場合は、今は押印していないので今後の例となります。

会長

この後、押印していただくこととなります。8番委員さんに「そういうことなので、押印をお願いしますよ。」という話をするようになります。

8番委員

ひと月待って挨拶をするか否か、今すぐ許可をしたのでは、許可がでて何もないと思う。挨拶するかしないか、それはどうですか。いますぐに結論をだすのではなしに。今日結論だすのであれば、何日になるのか、挨拶に行っているはずや。

会長

地元の調整を確認をするという意味でひと月ということですね。
一つは、ひと月なり確認の期間を置くと、或いはこの場で決して行くか。

4番委員

期間を置いたほうが良いと、私は思いますけどなあ。

8番委員

今まで日にちがあつたのに挨拶していないと。

会長

基本的に、審議会はひと月1回と思います。

事務局

事務局としては、ひと月延期することの説明ができません。併せて、地元調整はどなたがするのかという、地元（地区担当）の農業委員さんということになります。

数日待つというのであれば、法的問題はないので（事務処理的に）可能ですが、どなたが調整をしていただくかとか、地元にどのように説明をするのかとか。

家を建てる側とその周辺の人々への説明で、通すというのであれば「法的に問題がないから通します。」ということでどちらにも説明はつくのですが、そこをどうするかということです。

4番委員

手続上はできてる話だからな。

事務局

誰に対しても説明できるものということが「法的な説明」であって。

会長

法的には（許可）できるのだが、農業委員会として地区担当委員を配置しているので、地元の揉め事の話が伝わってくると、できるだけ穏便に解決したいと、進めたいというのがあると。

三木町としては民間対民間の揉め事を解決するという法律はないと思います。

事務局

では、ひと月待つのではなく数日とすればどちらも解消できるのかなと考えます。ひと月延期するのは法的に延期してしまったこととなります。（数日であれば事務処理内の延期です。）

会長

条件付きで許可するということですね。

事務局

そうですね。それなら法にも触れず地元の問題も解消したいという両者の意向に添えることができるかなと。

3番委員

民間対民間の話なので、農業委員会として口出ししなかったらどうなるのですか。

4番委員

あくまでも地元の話なので農業委員会としては介入できないと。

8番委員

片一方は押印しろ、もう片一方は押印するな、どっちがええんかいなと思うて。

13番委員

近隣住民が（通行を）反対するのであれば、承諾書を撤廃できるのではないのですか。近隣住民の6～7件の全員が何人かが取り下げてくれと言えばできるのではないのですか。実際にそういうところまで持っていくのかというと、本事案の場合はそこまでではないですね。

私だったら、法律上問題がないのであれば許可して、先ほど会長がいわれた「条件」という言葉はきつ過ぎて「申し送り事項」くらいで、「近隣との間で挨拶なりをお願いします。」と、くらいでどうなのかなと思います。本当に反対するのであれば撤回しますよね。それなら農業委員会は許可だせませんよね。

8番委員

農業委員会は「感情的な問題は知らんぞ。」というのであれば、私も近所やし、あれやし、よその方でやっているのであれば知らん顔しておれるけど。

13番委員

本当に反対するのであれば撤回できるが、一人だけなら「申し送り事項」で、「今後の補修とかをお願いしますね。」と、一般的に「守ってくださいね。」というのが良いのではないかなと思うのですが。

会長

他にご意見はないですね。最後に13番委員さんが提案くれた方向で採決したいと思います。事務局にお聞きします。採決は通すけれど「申し送り事項」としてコメントは付けられますね。条件ほど厳しくはないけど、「地元の揉め事は解決してくださいよ。」という感じですね。

事務局

はい。

会長

事務局もそういうことで進めていけるということで今回採決したいと思います。書類も揃っているんで法律に乗っ取った承認ということで、ただし、注文的なことを付けたことでの承認ということで。そういうことで承認いただけるかたは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。

そういうことで進めますので、8番委員さんのほうで押印をお願いします。

引き続き、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
(農用地利用集積計画について説明)

今月は、新規利用権設定14件・再設定20件・転貸0件で計34件になります。

どの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

3番委員

議案第5号番号24・25は、何を作付けされているのですか。

会長

いちごです。

4番委員

議案第5号番号32は、面積が大きいのですが、何をする事業者ですか

事務局

家畜の飼料作物をつくる事業者です。今回の案件についても同様に飼料作物を育てる計画のようです。

4番委員

面積が約7千㎡近くあります。その中には水路や農道が点在しているのかなと思います。そのあたりの維持管理は話ができていますか。過去にも維持管理については問題点があった場合があるのですが。かなりの距離があることと、池は外山池の境ですか。

18番委員

三つ子池のパイプラインができていないのかもしれないけど。維持管理を定期的にしていただくということも事務局から聞いておいてください。

会長

事業者Zは、農免道路沿いにずうっと借りているんですよ。WCSになると大きい機械でロールにして持って帰ると。

(WCS：ホールクロップサイレージ：

サイレージ(silage)とは家畜用飼料の一種で、飼料作物をサイロ(silo)などで発酵させたもの。一般には、青刈りした牧草を発酵させたもの(牧草サイレージ)をいう。それ以外の場合には、サイレージの前に穀物名を付けて呼ぶこともある(例：

コーンサイレージ)。

WCS用稲とは、本来は米として収穫すべきものを米として収穫するのではなく、穂が出て間もない時点で刈り取ることで繊維の多い茎葉部分と栄養価の高い穂の部分を一緒にし、牛の飼料(エサ)とするものです。)

他にありますか。

先ほど3番委員さんから質問のあった議案第5号番号24・25は、現在3反くらいでそれを拡張するという事です。

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。

引き続き、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について
(農用地利用配分計画について説明)

今月は1件で、総設定面積1646㎡となっています。

どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。

議案については以上です。次は報告です。
報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 使用貸借返還通知について

番号1	申請地	: 大字井上字池下	1筆	790.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	解約日	: 令和3年11月30日		
	解約事由	: 寒国川改修工事のため		
番号2	申請地	: 大字朝倉字池尻	1筆	180.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	解約日	: 令和3年11月30日		
	解約事由	: 農地転用申請のため		
番号3	申請地	: 大字氷上字下氷上	3筆	6,229.83 m ²
	地目	: 田3筆		
	解約日	: 令和3年11月17日		
	解約事由	: 借り手の変更		
番号4	申請地	: 大字氷上字石ヶ坪	2筆	2,363.00 m ²
	地目	: 田2筆		
	解約日	: 令和3年11月30日		
	解約事由	: 農地転用申請のため		
番号5	申請地	: 大字氷上字石ヶ坪	1筆	1,009.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	解約日	: 令和3年11月30日		
	解約事由	: 農地転用申請のため		
番号6	申請地	: 大字氷上字南氷谷原	5筆	3,601.00 m ²
	地目	: 田5筆		
	解約日	: 令和3年11月30日		
	解約事由	: 借り手の変更		
番号7	申請地	: 大字氷上字前田池	5筆	3,680.00 m ²
	地目	: 田5筆		
	解約日	: 令和3年11月30日		
	解約事由	: 借り手の変更		
番号8	申請地	: 大字氷上字東丸岡	1筆	1,730.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	解約日	: 令和3年11月23日		
	解約事由	: 3条申請のため		

番号9	申請地：大字上高岡字杉ノ木 地目：田4筆 解約日：令和3年12月31日 解約事由：借り手の変更	4筆	3,176.00 m ²
番号10	申請地：大字鹿庭字上所 地目：田1筆 解約日：令和3年7月26日 解約事由：農地転用申請のため	1筆	26.00 m ²

(補足説明)

(無し)

会長

ありがとうございました。
報告案件ですが、何か質問はありますか。

19番委員

報告第1号番号10は、合意年月日が数か月遡っていますが、これは転用申請のあったもので
すか。

事務局

報告第1号番号10は、議案第5号番号16と関連し、報告第1号番号9は、議案第5号番号
31と関連します。

19番委員さんの質問はそうです。書類がととのうのに時間がかかり12月までずれこんだの
ですが、とくに両方で争うなどの問題があるわけではありません。

他になければ以上報告事項を終わります。

会長

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

報告は以上です。議案書については以上です。

それでは、次第「(2)香川県農業会議常設審議委員会審議報告について」に移ります。

(香川県農業会議常設審議委員会審議報告について説明)

会長

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

ありがとうございました。

それでは、次第「(3) 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について」に移ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局

(地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について説明)

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

4 番委員

農地(田・畑)の地目を変更する場合は、転用許可を受けるのが通常の流れなのですが、地籍調査を行った場合は、農地が農地以外の地目になりますよね。

事務局

現況に合わせて地目変更を行っていますが、地籍調査は国土調査法に基づき国からの通達で地目認定要領が示され、現況を鑑みて地目変更することが定められています。

こういった場で意見照会しておりますので、現況が農地以外の地目のように見える土地があり農地への現状回復をとという意見がありましたら検討します。

昨年度の内容としては、現況が一覧表(目と異な)のようになっているということで調査を行っています。

4 番委員

この農地変更調書(一覧表)にある農地は、国土調査法に基づき農地以外に変更したり登記地目と異なる農地に変更するわけですね。

事務局

国からの通達である地目認定要領に基づいて現況へ地目変更を行っています。

会長

特に気になるところがありましたら、ご質問にあげてください。

3 番委員

ページ1 番号8・9ですが、地目が「田」から「畑」に変わっており、農地どうなのですが、意見が必要なのですか。

事務局

登記地目が農地であるものについて、地目を変更したという条件で抽出しています。
農業委員会にて、農地どおしの変更は不要ということであれば、検討できます。

3 番委員

要領にはどのように定められているのですか。地目変更があったものについて意見を求めるのか、農地以外の地目となったものを意見照会するのか。どちらですか。

事務局

国の通達では「地目が農地であるものについて地目変更を行った場合に意見照会するものとす

る。」こととなっています。通達を文字どおり読むと「農地から農地への変更」であっても意見照会が必要となります。

4 番委員

この一覧（農地変更調書）は、広告縦覧して地権者に閲覧してもらっていますよね。

事務局

地権者には閲覧してもらっています。

4 番委員

ありがとうございました。

会長

実は、今回の農地変更調書に私の土地もあるのですが、現地立合のときに地番が変更となる事案がありましたよね。そういう場合（地番の変更）もこれ（農地変更調書）に入っていますか。

事務局

地目が変わるもののみ掲載されています。

会長

合筆した場合は掲載されていますか。

事務局

地目が「田」から「田」のように変わらない場合は掲載されません。

4 番委員

この一覧（農地変更調書）を法務局へ提出するのですか。
また、税務課には時期が来ると法務局から通知があるのですか。

事務局

このたびの農地変更調書は、来年度4月以後に法務局へ渡し、来年度中に地目変更がなされますので、再来年度の課税に反映されます。

4 番委員

ありがとうございます。

会長

公図の変更も同じタイミングですか

事務局

同じタイミングです。

会長

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

ありがとうございました。

今言った意見のとおりでございます。ので、よろしくお願いします。

それでは、次第「（４）その他」に移ります。

「（４）その他」について、他に何かありますか。

委員一同

（無し）

会長

質問が無いようなので、これで定例総会を終了と致します。ありがとうございました。